

1面のつづき

新BOP学童クラブと
民間学童クラブの違い

7年4月に計11施設になる予定です

学 童

	新BOP学童クラブ	民間学童クラブ (区から補助を受けて運営)
対象	区内在住または在学の小学1～3年生で、保護者が就労・病気等により、放課後の保護・育成にあたることのできない家庭の児童 (心身の発達等により、個別的配慮が必要な児童は6年生まで)	認可保育所内で運営している施設は小学1年生のみ
運営	世田谷区	民間事業者 (区から補助を受けて運営)
活動場所	全区立小学校内	学校敷地外にある施設
時間	放課後～午後6時15分(学校休業日は午前8時15分～午後6時15分) ※午後7時までの延長利用あり (月～金曜のうち、利用者がいる日時で実施)。	放課後～午後6時15分 (学校休業日は午前8時～午後6時15分) ※午後7時までの延長利用あり (午後7時以降の預かりの有無や時間は施設によって異なる)。
申込方法 (審査のうえ決定)	申請書と就労証明書などを各校の新BOPへ申請 ※詳しくは、児童募集案内 (区HPQ 15588) にあり) をご覧ください。	入会に必要な書類 (施設によって異なる) を事業者へ提出 ※詳しくは、区HPQ 2078 をご覧ください。
定員	原則、なし	あり (人数は施設によって異なる)
利用料	月額5000円 (おやつ代を含む) ※時間延長利用料／月ぎめ＝1000円、スポット日額＝200円 (月額上限1000円)。	月額5000円 (おやつ代を含む) ※午後7時までの時間延長利用料は、月額上限1000円。 ※午後7時以降の預かりの利用料は施設によって異なる。

区議会第1回定例会を開催します

開催予定／2月19日(水)～3月27日(木)

7年度予算案の審議等を行います。

本会議と予算特別委員会の模様は、本庁舎と総合支所、市民活動支援コーナー (キャロットタワー3階)、インターネット議会中継 (区HPQ 10105) でご覧になれます。なお、インターネット議会中継では、この他に常任委員会や特別委員会、議会運営委員会もご覧になれます。

FMラジオ・エフエム世田谷(83.4MHz)では、2月21日(金)から代表質問と一般質問の録音放送を行う予定です(月～金曜＝午後5時から、日曜＝午後7時から)。

問区議会事務局 ☎5432-2779 FAX5432-3030

今月の手話

し ゆ わ

手話は言語です。
ぜひ手や指を動かしてみてください。

「さぎそう」
両手を開き、親指を交差する。
さぎそうの花の形を表現しています。

問障害施策推進課
☎5432-2388 FAX5432-3021

引っ越しの際は住民登録の届出を忘れずに

引っ越しをした場合、原則14日以内に住民登録の届出が必要です。

お持ちいただくもの

- 本人確認資料(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険の資格確認書等)
- マイナンバーカード(お持ちの方全員分)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方全員分)
- 他の区市町村から世田谷区へ引っ越した方は、前の住所地で交付された転出証明書(マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる特例の転出届をされた方を除く)
- 外国人の方は、引っ越した方全員分の在留カードまたは特別永住者証明書等
- 国外から区へ転入した場合は、全員分のパスポート及び入国日が確認できる航空券の半券等(パスポートで確認できない場合)

届出窓口 総合支所くみん窓口・出張所

※まちづくりセンターでの届出はできません。

※その他、届出内容によって追加で必要となる書類があります。

※土曜は、他の区市町村への確認が必要となる手続き(国外からの転入や、戸籍の届出を伴う手続き等)はできません。

※3月中旬～4月上旬は、窓口が大変混雑します。混みあう曜日を避け、時間に余裕をもってお越しください。区HPQ 48 から窓口の待ち時間(予想)をご覧ください。

- 転出届(世田谷区から他の区市町村への引っ越し)は郵送、マイナポータルでも届出ができます。ファクシミリによる届出はできません。

※マイナポータルによる転出届には、有効な電子証明書が搭載されたマイナンバーカード、マイナポータルに対応しているパソコンまたはスマートフォンが必要です。

問住民記録・戸籍課 ☎5432-2236 FAX5432-3077 区HPQ 82

事業系の資源・ごみの出し方をご存じですか

1事業所から出る資源・ごみの処理は全て有料です

事業活動によって生じた廃棄物(資源・ごみ)は、事業者の責任で処理することが原則です。産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別したうえ、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託してください。処理業者に関する情報等詳しくは、区HPQ 453 をご覧ください。

●資源・ごみの出し方の例外(日量10*。未満の事業者)

家庭ごみの収集に支障のない範囲内(可燃ごみの場合1回の収集量が45ℓの袋で3袋以内)で、例外的に事業系の資源・ごみを集積所に出すことができます。袋の容量に見合った事業系有料ごみ処理券(コンビニエンスストア等で販売)を貼り、事業所名を記入して出してください。住居と事業所が一緒の場合は、家庭から出る資源・ごみを混ぜずに分けてください。

※事業系の粗大ごみは区では収集できません。

●事業所から出る古紙の出し方

新聞(4つ折り)・雑誌類＝高さ10センチにつき10ℓ券1枚
段ボール(畳んだ状態でおおむね100センチ×80センチ以内)＝2枚につき10ℓ券1枚

●事業所から出るガラスびん・缶の出し方

種類ごとに中身の見える袋に入れて、袋の容量に見合った事業系有料ごみ処理券を貼り、コンテナの横に出してください。資源用コンテナには入れないでください。

問清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3263 FAX6304-3341

2より安くて便利な事業系資源の回収制度をご利用ください～事業系リサイクルシステム

対区内事業者

メリット1 シュレッダー OK

区の収集では可燃ごみとなるシュレッダー古紙も資源として回収できるので、環境に優しく、ごみの減量化に貢献できます。

メリット2 経済的

事業系有料ごみ処理券を貼って区の回収に出すより安価です。

メリット3 便利

直接事業所の戸口まで回収に伺うので、朝早く資源・ごみ集積所まで運ぶ手間がかかりません。

申込は世田谷リサイクル協同組合のホームページへ▶

事業系有料ごみ処理券を直接貼ってください▶

8 ●区からのお知らせや資源・ごみ収集日、災害・防犯などの情報をメールマガジンで配信しています。区HPQ 7714 からご登録ください。

再生紙を使用しています